

産後パパ育休（出生時育児休業）

令和4年10月1日～

健保だより

令和4年9月10日号

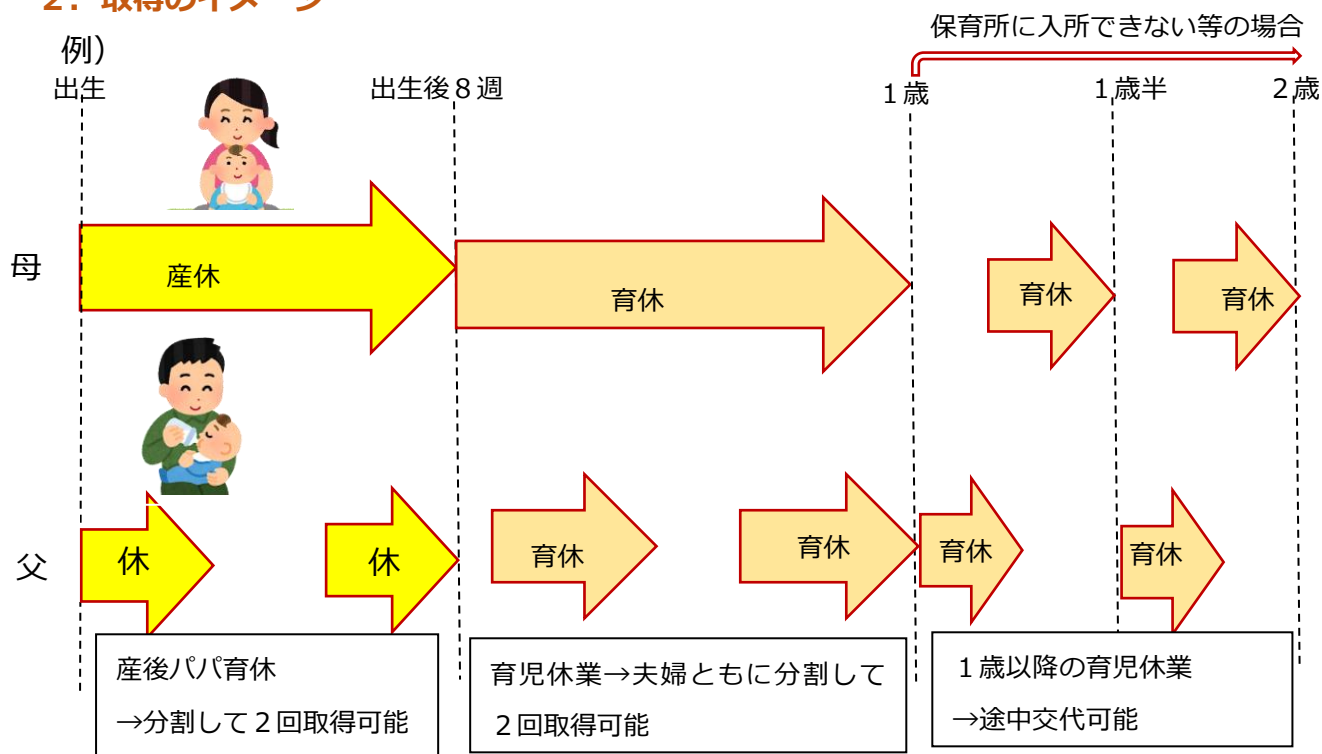
※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1073号
(令和4年9月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です

1. 産後パパ育休（出生時育児休業）とは

男性が子の出生後8週間以内に、最大4週間まで休業することができる制度です。

もともと男性でも、子が1歳になるまで育児休業を取得することができますが、それとは別の制度として産後パパ育休が取得できます。

2. 取得のイメージ



3. 育児休業期間中の保険料の免除

①その月の末日が育児休業中である場合

②令和4年10月以降は、①に加えて、同一月内で育児休業を取得（開始・終了）し、その日数が14日以上の場合。ただし、賞与に係る保険料は連続して1カ月を超える育児休業を取得した場合に限り免除されます。

4. 育児休業給付

育児休業（産後パパ育休を含む）を取得し、受給資格を満たしていれば、雇用保険から育児休業給付を受給することができます。

詳細は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

